

7水管第2167号  
令和7年12月8日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第493号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量等について別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



○ 農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年七月一日農林水産省告示第千四十七号（特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、ひんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 審和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前								
大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、ひんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和7管理年度（令和7年8月1日から令和8年7月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、ひんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和7管理年度（令和7年8月1日から令和8年7月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。								
第一～第六（略）	第一～第六（略）								
第七 めかじき（北大西洋海域）	第七 めかじき（北大西洋海域）								
一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 2,649.51トン	一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 667.00トン								
二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。								
（単位：トン）	（単位：トン）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>大臣管理区分</th> <th>大臣管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業</td> <td>2,645.51</td> </tr> </tbody> </table>	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,645.51	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大臣管理区分</th> <th>大臣管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業</td> <td>663.00</td> </tr> </tbody> </table>	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	663.00
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量								
めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,645.51								
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量								
めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	663.00								
第八～第十一（略）	第八～第十一（略）								



(参考)

特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について  
 別紙2-26 めかじき（北大西洋海域）について、本年7月に設定した令和7管理年度（令和7年8月1日～令和8年7月31日）の漁獲可能量等に、令和6管理年度（令和6年8月1日～令和7年7月31日）からの繰越量（1,982.51トン）を追加する数量の変更を行う。  
 令和7管理年度の漁獲可能量等の変更の詳細は以下の通り。

単位はすべてトン

	漁獲可能量 (A)	国の留保枠 (B)	大臣管理漁獲可能量 (かつお・まぐろ漁業) (A)-(B)
令和7管理年度における当初の数量	667.00	4.00	663.00
追加数量（令和6管理年度からの繰越量）	<u>±1,982.51</u>	0.00	<u>+1,982.51</u>
令和7管理年度における変更後の数量	<u>2,649.51</u>	4.00	<u>2,645.51</u>

（参考）令和7年度ICCAT年次会合で合意された  
 令和6管理年度からの繰越量の計算過程

令和6管理年度の我が国への割当量（①）	2,355.51
令和6管理年度からの繰越量（②）	<u>373.00</u>
令和6管理年度からの繰越量（①-②）	1,982.51